

SHK6001-1981

社会保障研究所の概要

昭和56年度

社会保障研究所

東京都千代田区霞が関 3-3-4 (千100)
(社会事業会館内)
電話 03 (580) 2511

も く じ

設立の趣旨... 1
設立およびこれまでの経過... 2
機 構...13
昭和56年度事業計画および予算...15
昭和56年度研究プロジェクト...17
刊 行 物...25
昭和55年度事業日誌...31
役員・顧問・参与・職員名簿...36
編集委員会構成員...38
社会保障研究所法...39
社会保障研究所定款...49

設立の趣旨

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いました。一歩その内容にたち入ってみると、いぜんとして各種の制度の間には著しいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長を地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がつきつきと加わっており、社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならぬといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんどみとみるべきものがなく、その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのであります。すでに社会保障制度審議会においても昭和37年「社会保障制度の総合調整に関する基本方策」についての答申および社会保障制度の推進に関する勸告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請しておりました。

昭和40年1月、社会保障研究所はこのような事情のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行うことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。

なお、社会保障研究所は欧文による名称を、THE SOCIAL DEVELOPMENT RESEARCH INSTITUTE といいます。

設立およびこれまでの経過

- 昭和39. 2. 18 社会保障研究所法案国会提出 (付託)
- 6. 26 法案成立
- 7. 7 社会保障研究所施行 (法律第 156 号)
- 11. 24 社会保障研究所長たるべき者として一橋大学教授山田雄三が大臣指名を受け、設立委員として社会保障制度審議会会長大内兵衛ほか 7 名が任命された。社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研究所定款を決定
- 12. 17 社会保障研究所監事たるべき者として、慶応義塾大学教授寺尾琢磨が大内指名を受けた。
- 12. 21 設立登記完了により社会保障研究所成立
役員として次のとおり発令
- 40. 1. 11 ○理事 (非常勤) 塩野谷九十九 (名古屋大学教授)
- 顧問 大内 兵衛 (社会保障制度審議会会長)
東畑 精一 (アジア経済研究所長)
- 参与 長沼 弘毅 (厚生行政顧問)
- 馬場啓之助 (一橋大学教授)
- 福武 直 (東京大学教授)
- 館 稔 (人口問題研究所長)
- 総務部長に加地夏雄 (前社会保障研究所設立準備事務局書記) を発令
- 1. 12 社会保障研究所開所式挙行、業務を開始
- 2. 1 社会保障研究所開所披露式開催 (目黒迎賓館)
- 3. 4 社会保障研究所常務理事に木村又雄 (前社会福祉事業振興会常務理事) を発令
- 6. 1 研究課題ごとに設けられた 5 つの部門別研究会と政策研究を中心とした合同研究会が発足
- 6. 25 『季刊社会保障研究』創刊号発刊

- 40. 7. 26 シンポジウム (旧第 1 回) 「社会保障とは何ぞや」開催 (榎井沢) (7. 26~27)
- 11. 10 ISSA 文獻委員会発足
- 11. 15 第 1 回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー—開催 (日本勧業銀行) (11. 15~18)
- 41. 2. 11 社会保障研究所設立 1 周年記念講演会およびパネティ開催 講演内容「福祉開発の意義と条件」講演者 蠟山政道 (帝國ホテル)
- 4. 1 昭和41年度新研究プロジェクトのもとに、部門別研究会を従来の 5 研究会から 6 研究会に、合同研究会を政策研究会に改め、トピックス的な問題をとりあげることとなった。
- 5. 15 常務理事木村又雄の辞職を発令
- 6. 2 常務理事に河角泰助 (前総理府社会保障制度審議会事務局長) を発令
- 7. 8 第 1 回社会保障教室開講 (7. 8~9. 22)
- 7. 18 シンポジウム (旧第 2 回) 「社会保障の体系化」開催 (箱根) (7. 18~19)
- 10. 12 第 2 回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー—開催 (日本都市センター) (10. 12~15)
- 42. 1. 11 監事 寺尾琢磨, 顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅, 参与 馬場啓之助・福武 直・館 稔再任
- 3. 31 昭和41年度個人研究発表会開催
- 4. 1 研究第 2 部長に地主重美を発令
- 4. 18 研究第 1 部長に小沼 正を発令
- 6. 27 昭和42年度公開研究発表会開催
- 9. 16 所長山田雄三, 政州の社会保障制度視察のため出張 (10. 16まで)

42. 10. 30	第3回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー—開催(日本都市センター)(10. 30~11. 2)	44. 8. 12	総務部長木代一男の辞職を發令, 後任総務部長に福田芳助(前總理府社会保障制度審議会事務局長)を發令
11. 1	顧問に今井一男(共済組合連盟会長)を發令	8. 15	第1回公開研究座談会「老後保障の方向をめぐって—英・米・デนมンクにおける老人の実態と関連して—」開催
43. 2. 1	『海外社会保障情報』創刊号發刊	10. 27	第5回社会保障研究所基礎講座—地域社会と社会保障セミナー—開催(都道府県会館)(10. 27~30)
2. 10	社会保障研究所シンポジウム(第1回・設立3周年記念)開催 テーマ「社会保障と労働」「社会保障と経済」「社会保障の抛出と給付」(弘済会館)	10. 31	顧問 今井一男任期満了により辞任
3. 1	総務部長加地夏雄の辞職を發令	11. 24	第2回公開研究座談会「イギリス年金白書と新しい国際動向について」開催
3. 2	総務部長に木代一男(前公署防止事業団総務部長)を發令	12. 9	顧問に今井一男(共済組合連盟会長)を發令
3. 19	所長山田雄三, 日米文化教育事業委員会(アメリカ)に日本側代表として出席(3. 25まで)	45. 2. 7	第3回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「社会保障における計画的視点」「医療保障の体系化」(弘済会館)
4. 1	研究第3部長に三浦文夫を發令	6. 2	第3回公開研究座談会「新経済社会発展計画と社会保障」開催
4. 14	主任研究員平石長久, 欧米の社会保障研究のため出張(5. 24まで)	6. 2	常務理事 河角泰助再任
5. 28	昭和43年度公開研究発表会開催	8. 11	第4回公開研究座談会「欧米諸国における公的扶助の動向」開催
10. 28	第4回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー—開催(日本都市センター)(10. 28~31)	10. 19	第6回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保障セミナー—開催(都道府県会館)(10. 19~22)
44. 1. 10	参与 鶴 稔任期満了により辞任	46. 1. 11	監事 寺尾琢磨, 顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅, 参与 馬場啓之助・福武 直再任
1. 11	所長 山田雄三, 理事(非常勤) 塩野谷九十九, 監事 寺尾琢磨, 顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅, 参与 馬場啓之助・福武 直再任	2. 8	第4回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における社会保障」「社会保障と社会サービス」(弘済会館)
2. 7	第2回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における社会保障」「社会保障と社会サービス」(弘済会館)	6. 7	総務部長福田芳助の辞職を發令
6. 3	昭和44年度公開研究発表会開催		

46. 6. 25	第5回公開研究座談会「コミュニティと社会福祉」開催	出席 (10. 20まで)
7. 1	総務部長に山崎 晋(前社会保険大学校教務課長)を発令	第8回社会保険研究所基礎講座開催(都道府県会館)(10. 23~26)
8. 24	研究員高橋敏士, ECAFE主催セミナー(パンコク)に参加(9. 10まで)	所長 山田雄三, 顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅, 参与 福武 直任期満了により辞任
9. 7	第6回公開研究座談会「西欧における社会保障の動向」開催	理事(非常勤) 馬場啓之助の辞任を発令
10. 18	第7回社会保険研究所基礎講座—社会計画と社会保障セミナー—開催(都道府県会館)(10. 18~21)	所長に馬場啓之助(一橋大学名誉教授)が厚生大臣から発令された
11. 1	常務理事河角泰助の辞職を発令	監事 寺尾琢磨再任
11. 15	常務理事に岡本和夫(前総理府社会保障制度審議会事務局長)を発令	理事(非常勤)に福武 直を発令
12. 9	顧問 今井一男再任	顧問に山田雄三(一橋大学名誉教授)を発令
47. 2. 7	第5回社会保険研究所シンポジウム開催, テーマ「経済情勢の変化と社会保障」 「医療問題の論点」(霞が関東海俱樂部)	第6回社会保険研究所シンポジウム開催, テーマ「福祉政策の基本的性格」 「福祉政策と雇用問題」(霞が関東海俱樂部)
4. 3	研究第3部長三浦文夫, 欧州の社会保障研究のため出張(5. 10まで)	参与に平田富田郎(早稲田大学教授)を発令
5. 31	理事(非常勤) 塩野谷九十九, 参与 馬場啓之助の辞任を発令	第9回公開研究座談会「医療」開催
6. 1	理事(非常勤)に馬場啓之助, 参与に塩野谷九十九を発令	参与に浦田純一(前厚生省環境衛生局長)を発令
6. 12	第7回公開研究座談会「年金の自動調整」開催	第9回社会保険研究所基礎講座開催(都道府県会館)(10. 29~11. 1)
9. 1	研究第1部長小沼 正を調査役に, 後任研究第1部長に保坂哲哉を発令	第10回公開研究座談会「コミュニティ・ケアと社会福祉施設体系」開催
9. 22	第8回公開研究座談会「生活保護の動向」開催	顧問 今井一男任期満了により辞任
9. 30	所長 山田雄三, ISSA 常任委員会(ジュネーブ)	第7回社会保険研究所シンポジウム開催, テーマ「インフレと福祉政策」 「最低賃金と最低生活保障」(霞が関東海俱樂部)
		参与 塩野谷九十九再任
		総務部長山崎 晋の辞職を発令
		総務部長に田川 明(前厚生省社会局生活課長)

49. 6. 17	を発売 第11回公開研究会「ヨーロッパにおける最近の社会保障の動向」開催 研究員大木圭野, 社会保障制度研究のためイギリス, スウェーデンほかに出張 (50. 1. 6まで) 第10回社会保障研究所基礎講座開催 (全日通労働会館) (11. 5~8) 第12回公開研究会「生活調査における家族間期的アプローチ」開催 監事 寺尾琢磨再任 顧問 山田雄三再任 第8回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「経済変動と社会保障」 福祉におけるコミュニティのあり方」(日本都市センター) 第9回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「インフレと社会保障」 福祉の法的課題」(福岡市民会館) 研究第3部長三浦文夫, (財)政策科学研究研究所研究視察団員としてスウェーデンほかに出張 (3. 15まで) 調査役小沼 正の辞職を発売 参与 平田 寛太郎再任 第13回公開研究会「年金制度と年金年齢」開催 社会保障問題シンポジウム開催, テーマ「低成長下の社会保障」 社会保障と所得再分配」 人口構造の変化と社会保障 (総論および老人の所得保障) 人口構造の変化と社会保障 (老人の保健医療)	50. 7. 31 8. 12 9. 6 9. 14 10. 24 11. 1 11. 11 51. 2. 9 5. 31 6. 1 6. 7 9. 28	「経済社会の変化と社会福祉の役割」 地域社会と社会福祉」(7. 24まで, 麹町会館) 参与 浦田純一任期満了により辞任 総務部長田川 明の辞職を発売, 後任の総務部長に高橋三男 (前厚生省児童家庭局児童手当課長) を発売 研究第2部長地主重美, 西欧諸国における社会保障政策に関する研究・調査のためイギリスほかに出張 (12. 7まで) 研究員小林良二, プリティッシュ・カウンスルの研究奨学生としてイギリスに出張 (51. 9. 13まで) 第14回公開研究会「地域福祉と住民参加」開催 常務理事岡本和夫の辞職を発売, 後任の常務理事に岸野駿太 (元社会保険大学校長) を発売 第11回社会保障研究所基礎講座開催 (全日通労働会館) (11. 14まで) 第10回社会保障研究所シンポジウム開催, テーマ「減速経済下の完全雇用政策」 減速経済下の所得保障」 減速経済下の社会福祉」(健保会館) 参与 塩野谷九十九任期満了により辞任 参与に伊都英男 (厚生年金基金連合会理事長) を発売 第15回公開研究会「社会的支出と所得再分配」開催 社会保障問題シンポジウム開催, テーマ「社会保障費用と個人貯蓄」 社会保障における費用負担の社会的意義」 社会福祉における受益者負担」
50. 1. 11 1. 25 2. 10 2. 17 2. 28 3. 31 4. 1 6. 17 7. 22			

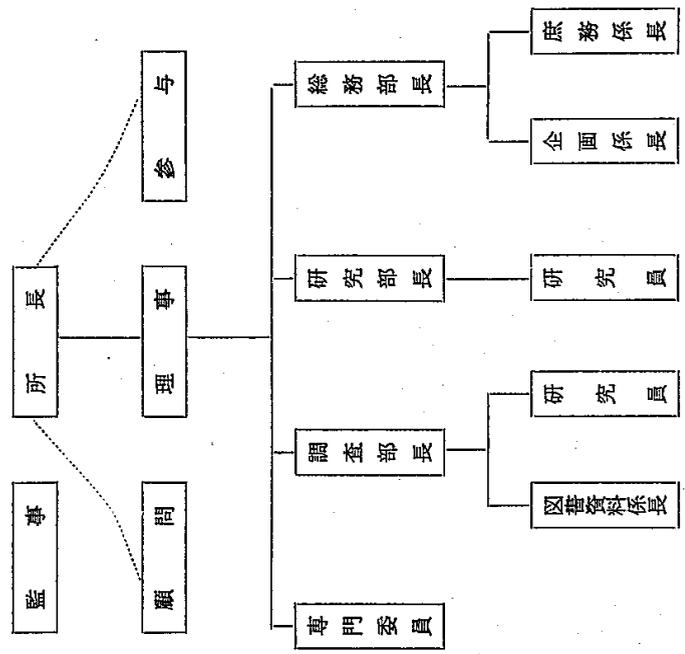
- 「地方行政と社会福祉」(9.29まで, 健保会館)
 第12回社会保険研究所基礎講座開催 (11.12まで, 全日通労働会館)
 12.10 研究員大本圭野, 日本中国友好協会主催による中国の社会福祉制度, 教育・生活行政視察のため出張(12.25まで)
 12.14 第16回公開研究会「独・仏疾病保険の諸問題と改革の方向」開催
 52. 1. 6 研究員 山崎泰彦, 社会保険に関する調査・研究等のためニュージーランド, オーストラリアに出張(3.28まで)
 1.11 所長 馬場啓之助, 監事 寺尾琢磨, 理事 福武直再任
 1.25 顧問 山田雄三再任
 2. 8 第11回社会保険研究所シンポジウム開催, テーマ「日本のな 福祉社会」「社会福祉の 日本的形態」(健保会館)
 4. 1 参与 平田置太郎再任
 6.28 第17回公開研究会「疾病保険の現金給付について」開催
 10. 5 社会保険問題シンポジウム開催, テーマ「生活保険における企業の役割」「家族機能の 変化と 社会福祉」(10.6まで, 健保会館)
 10.25 第13回社会保険研究所基礎講座開催 (日赤会館, 10.28まで)
 53. 2. 8 第12回社会保険研究所シンポジウム開催, テーマ「福祉国家の次の段階」「社会福祉水準の国際比較」
 3.13 所長 馬場啓之助 社会保険に関する調査・研究

- 等のため, デンマーク, イギリス, フランスに出張(3.26まで)
 4.10 イギリス エセックス大学ピーター・タウンゼント教授講演「英国の老人福祉政策について」
 7.11 第18回公開研究会開催 テーマ「日本人の老後観」
 10.24 第14回社会保険研究所基礎講座開催 (10.27まで 健保会館)
 54. 1.11 監事 寺尾琢磨再任
 1.25 顧問 山田雄三再任
 2. 6 第13回社会保険研究所シンポジウム開催 テーマ「社会保険と雇用政策」(健保会館)
 2. 8 研究員 城戸喜子 西ドイツ, スウェーデンの福祉政策についての調査・研究等のため海外出張(4.7まで)
 3.13 社会保険問題調査研究検討会 テーマ「社会保険政策の効果測定の理論的枠組について——とくに医療費について」(霞が関東海倶楽部)
 3.23 社会保険問題調査研究検討会 テーマ「社会保険政策と雇用問題の調整について」(霞が関東海倶楽部)
 4. 1 参与 平田置太郎再任
 7. 6 総務部長 高橋三男の辞職を発令。後任に新飯田昇(前厚生省社会局庶務課課長補佐)を発令
 10. 1 第19回公開研究会開催 テーマ「社会保険の国民経済的効果に関する分析一年金制度について」
 10.22 第15回社会保険研究所基礎講座開催 (健保会館)

機 構

〈昭和56年4月1日現在〉

機 構 図



- 25日まで)
 - 11. 1 常務理事 岸野駿太再任
 - 55. 2. 7 研究員小林良二 社会保障に関する調査・研究のためカナダに出張 (3.22まで)
 - 2. 15 第14回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ「社会保障と財政」(健保会館)
 - 2. 29 研究第2部長 地主重美の辞職を発令
 - 3. 31 研究第1部長 保坂哲哉の辞職を発令
 - 10. 21 第16回社会保障研究所基礎講座開催 (健保会館24日まで)
 - 56. 1. 10 所長 馬場啓之助 任期満了により辞任 理事 (非常勤)福武 直, 監事 寺尾琢磨任期満了により辞任
 - 1. 11 所長に福武 直(東京大学名誉教授), 監事に安川正彬(慶応義塾大学教授)が厚生大臣から発令された理事(非常勤)に小山隆男(上智大学教授)を発令 顧問 山田雄三再任
 - 1. 25 参与に寺尾琢磨(慶応義塾大学名誉教授), 馬場啓之助(一橋大学名誉教授)を発令
 - 2. 1 第16回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ「福祉社会の構想」(健保会館)
 - 2. 13 研究員 岸 功 社会保障に関する調査・研究のためベルギー, フランス, スイス及び英国に出張 (3.26まで)
 - 3. 31 研究部長 三浦文夫の辞職を発令

昭和56年度事業計画および予算

役員等

所長、理事、監事 本研究所の役員は、所長、理事および監事である。所長および監事は、厚生大臣が任命し、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

顧問 顧問は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し、所長に意見を述べる。顧問は、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

参与 参与は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する事項を審議し、所長に意見を述べる。参与は、学識経験を有する者のうちから、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

専門委員 専門委員は、所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し、または専門的な調査研究を行なう。

研究員 それぞれ経済学、社会学、社会政策等の専門学者として、社会保障に関する制度、経済、社会等の面からの分析研究を行なう。

事務職員 研究所の庶務、人事、会計、会議、出版編集庶務等の事務を処理するとともに、図書資料の管理事務を行なう。

職員

昭和56年度事業計画

社会保障研究所は、社会保障研究法に規定する目的を達成するため、昭和56年度事業として次の事業を行なうが、研究事業費として27,136千円を予定している。

I 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究

1. 「昭和56年度研究プロジェクト」のとおり
2. 社会保障問題調査研究

II 社会保障に関する情報および資料の収集

1. 国内および海外における社会保障に関する文献図書及び資料等の収集

2. 海外における図書、資料の紹介および情報の交換

国連等を中心とする海外の図書、資料の翻訳、紹介を行なうほか、ISSA 関係の資料活動を引き続き実施する。

III 調査研究等の成果の普及

1. 季刊「社会保障研究」の発行
2. 「海外社会保障情報」の発行
3. 研究叢書、翻訳書、所報等の発行
4. 基礎講座、シンポジウム等の開催
5. その他成果の普及に必要な事業



昭和56年度研究プロジェクト

○昭和56年度収入支出予算 (単位: 千円)

支 出	入	
	本年度 予算額	本年度 予算額
研究区	234,647	234,049
管理区	196,675	234,049
管 理 区	166,441	598
(人 員 給 与 費)	132,293	598
非 法 定 職 員 給 与 費	12,195	
退 職 手 当 引 当 金 繰 入	21,041	
(管 理 事 務 給 与 費)	30,108	
参 事 等 給 与 費	880	
非 常 勤 職 員 手 当 費	1,891	
所 (交 際 費)	27,337	
(交 際 費)	126	
交 際 費	126	
研 究 事 業 費	27,136	
(研 究 事 業 費)	27,136	
研 究 事 業 費	5,302	
調 査 旅 行 費	1,315	
海 外 研 究 費	901	
研 究 費	9,566	
社 会 保 障 問 題 調 査 研 究 費	2,740	
季 刊 誌 刊 行 費	1,861	
海 外 社 会 保 障 情 報 刊 行 費	1,311	
図 書 購 入 費	4,140	
予 備 費	10,836	
計	234,647	234,647

研究課題 I
 年金改革問題に関する研究
 (研究目的)
 わが国では、高齢化社会の到来とともに、年金改革が国民的課題になっている。
 本研究は、ここ数年間の年金改善論議を再検討するとともに、あわせて従来の論議では十分に煮詰められていない問題について検討し、年金改革の方向についての手がかりをつかむことを目的とする。

(研究項目)
 1. 年金改革構想の再検討
 ① 年金制度の適用
 ② 年金給付の水準と体系
 ③ 受給資格要件
 ④ 婦人の年金保障
 ⑤ 社会保険方式と税方式
 ⑥ 改革のスケジュール
 2. 残されている問題点の検討
 ① 障害者の年金保障
 ② 通算制度
 ③ 公的年金と私的年金の調整
 ④ 年金と他の社会保障制度との調整
 ⑤ 年金の国際通算および外国人適用
 ⑥ 年金と税制
 3. 年金財政の将来見通し
 4. 近年の年金改正の意義と問題点
 5. 年金改革の国際動向
 (研究実施計画)

専門委員、研究員及び行政官等で構成する研究会を設け、上記の検討項目について、研究会委員の報告、および必要に応じて若干の専門家のヒアリングを行う。なお、研究会の開催は12回とする。

(研究会の構成員)

主査 小山 路男 (上智大学教授・理事)
幹事 平石 長久 (社会保障研究所調査部長)
委員 河 幹夫 (厚生省年金企画課企画係長)
菅原 利満 (社会保障研究所主任研究員)
戸田五七朗 (厚生省年金局数理課課長補佐)
庭田 聡秋 (慶応義塾大学教授・専門委員)
坂本一三郎 (社会保障研究所研究員)
堀 勝洋 (社会保障研究所主任研究員)
峯村 栄司 (大蔵省主計局共済課共済計画官)
山田 雄三 (社会保障研究所顧問)
山崎 泰彦 (上智大学講師)

(研究の期間)

昭和56年4月～昭和57年3月

研究課題Ⅱ

社会保障と税制との相互調整ならびに給付配分の効率性に関する理論的・実証的研究

(研究目的)

社会保障費用の効率化を図り、生活安定機能を高めるためには、類似の機能を有する公的部門(とくに社会保障と税制)の政策の調整を図り、福祉政策の一元化を行なうことが必要である。給付の配分についても、効率性の高い方式の模索が望ましい。本研究は、これを理論的に追求し、わが国の資料

をもとにして、実証していくことを目的とする。とくに、本年度は、税制および社会保障制度では、家族の単位をどのようにとり扱い、かつ、いかなる課税・拠出構造および給付構造で、家族の経済的福祉に対応しているかを分析することを研究のねらいとする。

(研究項目)

1. ライフ・サイクルにわたる所得保障の理論的・実証的検討

① 税制および社会保障制度における家族の単位のとりについて

② 税制と社会保障の相互調整に関する理論モデルの設計と実証的検討

③ 家族の最低生活水準——課税最低限と社会保障との関係

2. 家族構造の変化と給付配分方式の有効性の検討

(研究実施計画)

専門委員、研究員及び外部協力者等で構成する研究会を設ける。昭和55年度の本研究会中間報告書の成果を踏えて、つぎの事項について随時研究会を開催し、理論的・実証的研究を進める。

1. ライフ・サイクルに合わせた所得保障の立場から、理論上の諸問題の検討。

2. 社会保障制度と家族の問題に関する現状の検討。

3. 税制と社会保障の相互調整についてモデル設計と実証的検討。

(研究会の構成員)

主査 江見 康一 (一橋大学教授・専門委員)
幹事 都村 教子 (社会保障研究所主任研究員)

委員 飯野 靖四 (慶応義塾大学助教授)
 梶川 正敏 (厚生省児童家庭局児童手当課課長補佐)
 城戸 喜子 (社会保障研究所研究員)
 高山 憲之 (一橋大学助教授)
 深谷 昌弘 (成蹊大学助教授)
 地主 重美 (千葉大学教授・専門委員)

(研究の期間)

昭和56年4月～昭和57年3月

研究課題Ⅲ

福祉サービスへの労働力配分に関する理論的・実証的研究

(研究目的)

保健サービス部門及び社会福祉サービス部門における労働力不足の現状を把握し、それらの労働力をどのように確保することができるか、産業構造及び就業構造の変化を踏まえて検討する。

(研究項目)

1. 福祉サービスへの需要増大が養育サービス提供者への需要増大の計測

要増大の計測

- ① 労働力の産業連関分析による検討
 - ② 個別分野における需要計測
2. 福祉サービス部門における基本的労働条件(給与水準、労働時間、有給休暇)の相対的国際比較
3. 福祉サービス部門における教育及び資格問題の検討

(研究実施計画)

専門委員、研究員及び外部協力者等で構成する研究会を設け、随時研究会を開催し、理論的・実証的研究を進める。但

し、当研究事業は56年度及び57年度の2年に亘り、初年度は特に次の事項について検討する。

福祉サービス提供者への需要の計測

1. 労働力の産業連関分析による検討
2. 個別分野における需要の計測

① 医療サービス提供者への需要の計測

医師、看護婦、その他

② 福祉サービス提供者への需要の計測

ボランティア及びボランティアサービスの評価

(研究会の構成員)

主査 江見 康一 (一橋大学教授・専門委員)
 幹事 城戸 喜子 (社会保障研究所研究員)
 委員 井口 直樹 (厚生省医務局総務課課長補佐)
 岡崎 陽一 (人口問題研究所人口移動部長)
 地主 重美 (千葉大学教授・専門委員)
 都村 教子 (社会保障研究所主任研究員)
 鶴岡 勇 (雇用職業総合研究所副所長)

(研究の期間)

昭和56年4月～昭和58年3月

研究課題Ⅳ

重度障害者に対する福祉対策のあり方について

(昭和55年度より継続)

(研究目的)

昭和56年度は、前年度の研究を踏まえ、特に重度障害者の福祉対策のあり方を中心に研究を進めることとする。

(研究項目)

1. 重度障害者の生活実態と福祉ニーズ

2. ニードの評価システムの確立
3. 福祉サービスの体系化の構想、重度障害者ケア・システムの構想
4. サービス体系化に必要な諸資源(施設、マンパワー組織)のあり方について

(研究実施計画)

専門委員、研究員及び外部研究者等で構成する研究会を設け、随時開催すると共に、少人数からなる作業班を設置してつぎの事項について研究の実施にあたる。

1. 前年度に実施した重度障害者の生活実態調査の分析。
2. 重度障害者対策、処遇について、施設ないし自治体を選定し現地の調査を行なう。
3. 障害者対策、処遇の動向について、研究者、実務家からヒアリングを行なう。

(研究会の構成員)

主 査 三浦 文夫 (日本社会事業大学教授)
 幹 事 高橋 敏士 (社会保障研究所研究員)
 委 員 板山 賢次 (厚生省社会局厚生課長)
 伊藤 洋 (全社協障害者福祉担当)
 宇野 正道 (社会保障研究所研究員)
 大本 圭野 (社会保障研究所研究員)
 河野 康徳 (厚生省社会局更生課身体障害者福祉専門官)
 京極 高宣 (日本社会事業大学助教授)
 小林 良二 (都立大学助教授)
 梶田 範秋 (慶応義塾大学教授・専門委員)
 平岡 公一 (社会保障研究所研究員)
 三和 治 (明治学院大学教授)

(研究の期間)

昭和56年4月～昭和57年3月

研究課題 V

社会保障の負担・給付が経済成長に及ぼす影響の分析

(研究目的)

マクロ計量経済モデルを用いたシミュレーションにより社会保障の負担増や給付増が、経済成長にどのような影響を及ぼすかを長期的な観点から分析する。

(研究項目)

1. 人口の高齢化が社会保障収支に与える影響。
2. 年金、医療給付等の社会保障給付の変化が経済諸変数に与える効果についての実証分析。
3. 人口の高齢化に伴う社会保障負担の増大が経済成長に及ぼす効果の計測。

(研究実施計画)

専門委員、研究員、外部協力者等で構成する研究会を設け、つぎの事項について随時研究会を開催し、実証的研究を進める。

1. 社会保障長期モデルのデータ更新と再計測。
2. 外生的政策変数の更新と改善 (年金財政見通しの資料の加工法の改善など)。
3. 社会保障負担の変化が経済成長に及ぼす効果の計測

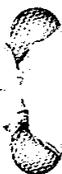
(研究会の構成員)

主 査 市川 洋 (筑波大学教授・専門委員)
 委 員 岸 功 (社会保障研究所研究員)
 林 英機 (経済企画庁経済研究所主任研究員)
 馬場啓之助 (社会保障研究所参与)

三上美子 (社会保障研究所研究員)

(研究の期間)

昭和56年4月～昭和57年3月



機 関 誌

『季刊社会保障研究』
この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とに関する論文もとりあげ、執筆陣も研究員のほかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、年4回 (Vol. 17, No. 1～No. 4) 刊行する。

研究 会
研究課題ごとの研究会のほか、社会保障についての基礎的研究、社会保障政策の現表的動向を把握する等のために、次の研究会を置く。

- 合同研究会
- 政策研究会

『海外社会保障情報』
この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ的確に収録し、年4回 (No. 54～No. 57) 刊行する。

翻 訳 叢 書

調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行なっている。既刊は次のとおりである。

- 1 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1958～1960)』
- 2 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1964)』
- 3 R. M. ティトマス著『福祉国家の理想と現実』 (谷訳)
- 4 M. S. ゴードン著『社会保障の経済分析』 (地主他訳)
- 5 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1967)』
- 6 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1961～1963)』
- 7 ベヅァリジ報告『社会保障および関連サービス』 (山田他訳)
- 8 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障』



- 障制度 (1969)』(平石, 保坂, 山崎訳)
- 9 R. M. ティトマス著『社会福祉と社会保障』(三浦・渡辺他訳)
- 10 『ILO・社会保障への途』(塩野谷, 平石, 高橋訳著)
- 11 ILO 編『世界各国における社会保障の費用 (1964~66)』(平石, 保坂, 山崎訳)
- 12 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1973)』(岡本, 平石, 山崎訳)
- 13 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度 (1977)』(平石, 山崎訳)

研究叢書

研究員および専門委員等の調査研究の成果を叢書にし、広く発表している。既刊は次のとおりである。

- 1 『社会保障研究序説』(山田著)
- 2 『インド社会保険の史的考察』(平石著)
- 3 『家族周期と児童養育費』—児童養育費調査報告書 (中鉢編)
- 4 『家族周期と家計構造』(中鉢編)
- 5 『経済発展と福祉社会』(小山・藤澤他著)
- 6 『社会保障水準基礎統計』(研究所編)
- 7 『貧困—その測定と生活保護—』(小沼著)
- 8 『高齢化社会の家族周期』(中鉢編)
- 9 『家族周期と世代間扶養』(中鉢編)

所内研究資料

未定稿の中間報告, 議事録および文献解説などを取り扱う。既刊は次のとおりである。

- No. 6501 文献解説「社会計画の方法論に関する基礎問題」
- No. 6502 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その1)」
- No. 6503 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その2)」
- No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」
- No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」
- No. 6506 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その3)」
- *
- No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別統計による経済的要因と社会的要因との相関について」
- No. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域格差」
- No. 6603 議事録「児童手当制度について, 経済計画における社会保障」
- No. 6604 文献解説「生活水準指数」
- No. 6605 議事録「社会保障の体系化」
- No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—社会実態調査—」
- *
- No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用方法」
- No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指数—国連方式による試算 大正14年~昭和40年—」

- No. 6703 個人報告「山田渡歐報告」
- No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会的関係網」
- No. 6705 議事録「医療保険と医療保障—改革試案の内容について—」
- *
- No. 6801 「日本の社会保障」
- No. 6802 中間報告「アメリカの社会保障」
- No. 6803 中間報告「アメリカにおける老人対策の展開(1959~1963)—アメリカ上院老人問題特別委員会報告を中心に—」
- No. 6804 「新聞論調よりみた社会保障の展開とマス・コミの機能」
- No. 6805 「高齢者就労の実態と問題点」
- No. 6806 翻訳「国民老齢退職金と社会保障」
- *
- No. 6901 中間報告「社会資本の経済分析」
- No. 6902 中間報告「医療サービスの経済分析」
- No. 6903 中間報告「医療保障と所得再分配—実証と分析—」
- No. 6904 「貧困水準測定のための基礎資料」
- No. 6905 「高齢者世帯における生計費に関する研究資料」
- *
- No. 7001 文献解説「ラッセル・サージ、フアウンデーション刊 社会変化の諸指標」
- No. 7002 中間報告「年金給付水準の国際比較」
- No. 7003 「社会福祉, 社会保険関係目録(論文の

- 部)—社会福祉を中心に(1960~1970)—」
- *
- No. 7101 中間報告「負の所得税に関する研究」
- No. 7102 文献解説「社会経済的ディベロプメントの内容測定」
- No. 7103 文献解説「西ドイツ中期社会予算と社会保障論の一系譜」
- No. 7104 中間報告「国連『国民勘定統計』による社会的消費の国際比較的研究」
- *
- No. 7201 「労務管理と社会保障—健康保険の問題を背景として」
- No. 7202 中間報告「アメリカの社会保障(II)」
- No. 7203 中間報告「国民勘定統計とILO統計による保健費用の国際比較」
- No. 7204 中間報告「多問題家族に関する研究」
- *
- No. 7301 中間報告「社会的アンバランスに関する統計的研究」
- *
- No. 7401 翻訳「イタリヤの労災補償」
- *
- No. 7501 文献紹介「各国社会指標関連報告の比較」
- *
- No. 7601 翻訳「イタリヤ経済・労働国民審議会『社会保障改革に関する報告と提案』1963」
- *
- No. 7701 翻訳「施設ケアの検討」

昭和55年度事業日誌

〔研究会〕		
経済分析研究会	昭和55. 6. 17	経済分析研究会 (第1回) 報告内容「厚生省・所得再分配調査結果 (昭和53) について」報告者：厚生省大臣官房企画室計画官 鈴木猛郎
	7. 10	経済分析研究会 (第2回) 報告内容「分配政策の理論と現実」報告者：一橋大学助教授 高山憲之
	9. 4	経済分析研究会 (第3回) 報告内容「児童手当制度の位置付けりその問題点」報告者：厚生省児童家庭局長児童手当課楠佐 粥川正敏
	10. 30	経済分析研究会 (第4回) 報告内容「所得階層別租税負担及び所得階層別財政の受益分布について」報告者：関西学院大学講師 林 宣嗣
	11. 27	経済分析研究会 (第5回) 報告内容「社会保障国際比較の再計測結果について」報告者：成蹊大学助教授 深谷昌弘
	12. 23	経済分析研究会 (第6回) 報告内容「医療年金社会手当と税制との関連」報告者：主任研究員 都村 敦子
	昭和56. 1. 22	経済分析研究会 (第7回) 報告内容「年金税制について」報告者：成蹊大学教授 肥後和夫
	2. 17	経済分析研究会 (第8回) 報告内容「スウェーデンの税制と社会保障」報告者：慶応義塾大学助教授 飯野靖四
	昭和55. 7. 23	社会分析研究会 社会分析研究会 (第1回) 報告内容「障害者福祉対策の問題点」報告者：明治学院大学教授 三和 治

No. 7801	要介護老人数と介護に必要なサービスマシンの将来推計	
No. 7901	医療政策の効果測定に関する理論的枠組みについて一とくに予防医療の効果を中心に	
No. 7902	世帯からみたら社会保障の所得再分配効果一国民健康保険の拠出の分析一	
No. 7903	被保険世帯と一般世帯の間の消費水準格差の測定と保護基準の算定に全世帯等 1.5 分位階級消費水準を物指しにする方法についての検討	
No. 7904	医療費増減の需要・供給分析	
No. 7905	高齢者の福祉と雇用について	
No. 7906	'80年代の社会福祉についての調査報告 (未定稿)	
1	「戦後の社会保障 (本論)」	
2	「戦後の社会保障 (資料)」	
3	「現代の福祉政策」(設立10周年記念論文集)	
4	「日本社会保障資料 II」	
1	「社会保障の潮流一その人と業績」	
2	「社会福祉の日本的展開」	

単行本

社会保障選書

8. 14 社会分析研究会 (第2回) 報告内容「身障者実態調査の結果および身障者対策について」報告者：厚生省社会局更生課長 板山賢治

9. 24 社会分析研究会 (第3回) 報告内容「重度障害者問題をめぐって」報告者：東京都心身障害者福祉センター所長 原田政美

10. 16 社会分析研究会 (第4回) 報告内容「障害者の所得保障について」報告者：主任研究員 堀 勝洋

11. 18 社会分析研究会 (第5回) 報告内容「在宅重度身体障害者の実態」報告者：健康保険総合川崎中央病院 リハビリテーション部長 白野 明

12. 18 社会分析研究会 (第6回) 報告内容「障害者の就業問題について」報告者：全社協全国授産施設協議会調査研究研修委員長 飯川 勉

昭和56. 2. 24 社会分析研究会 (第7回) 報告内容「海外の重度障害者対策」報告者：日本女子大学教授 小島蓉子

昭和56. 6. 30 政策効果測定研究会
政策効果測定研究会 (第1回) 報告内容「ダイナミックス・モデルのシミュレーション結果の検討」報告者：経済企画庁経済研究所主任研究官 林 英機

7. 10 政策効果測定研究会 (第2回) 報告内容「ダイナミックス・モデルの新しいシミュレーション結果の検討」報告者：筑波大学教授 市川 洋

8. 5 政策効果測定研究会 (第3回) 報告内容「ダイナミックス・モデルの新しいシミュレーション結果の検討」報告者：筑波大学教授 市川 洋, 経済企画庁経済研究所主任研究官 林 英機

9. 29 政策効果測定研究会 (第4回) 報告内容「ダイナ

ミックス・モデルのシミュレーションの結果の検討」報告者：筑波大学教授 市川 洋, 経済企画庁経済研究所主任研究官 林 英機

10. 27 政策効果測定研究会 (第5回) 報告内容「ダイナミックス・モデルのシミュレーション結果の検討」報告者：筑波大学教授 市川 洋, 経済企画庁経済研究所主任研究官 林 英機

11. 16 政策効果測定研究会 (第6回) 報告内容「ダイナミックス・モデルのシミュレーション結果の検討」報告者：市川 洋, 林 英機

12. 8 政策効果測定研究会 (第7回) 報告内容「社会保障の計量経済学的分析——昭和54年度研究結果へのコメント」報告者：成蹊大学助教授 深谷昌弘

12. 22 政策効果測定研究会 (第8回) 報告内容「社会保障の計量経済学的分析——昭和54年度研究結果へのコメント——」報告者：成蹊大学教授 上野裕也

昭和56. 1. 26 政策効果測定研究会 (第9回) 報告内容「深谷、上野両氏の問題提起について」報告者：経済企画庁経済研究所主任研究官 林 英機

2. 2 政策効果測定研究会 (第10回) 報告内容「シミュレーション結果の検討について」報告者：筑波大学教授 市川 洋, 経済企画庁経済研究所主任研究官 林 英機

昭和56. 7. 2 経済・社会研究会 (第1回) 報告内容「法律からみた社会保障」報告者：日本女子大学教授 佐藤 進

9. 11 経済・社会研究会 (第2回) 報告内容「ソ連にお

第15回社会保障研究所シンポジウム開催 (健保会館)

9. 30	ける社会保障と年金保障体系」報告者：ロシア共和国社会保障省 年金・扶助金局長 ヴィタリ・N・ミハルケービッチ (健保会館)	昭和56. 2. 13		
10. 28	経済・社会研究会 (第3回) 報告内容「労働経済学からみた社会保障」報告者：東京大学教授 氏原正治郎	(役員会等) 昭和55. 4. 24		*
11. 20	経済・社会研究会 (第4回) 報告内容「中国の人口問題」報告者：慶応義塾大学教授 荒川正彬	5. 15		*
12. 4	経済・社会研究会 (第5回) 報告内容「福田徳三先生の厚生経済学について」報告者：顧問 山田雄三	6. 19		*
	経済・社会研究会 (第6回) 報告内容「年金制度の確立方式と賦課方式——両者には果して差があるのか——」報告者：London School of Economics N. A. バール	7. 17		*
昭和56. 1. 19	経済・社会研究会 (第7回) 報告内容「1980年代におけるアメリカの社会福祉」報告者：ニューヨーク市ブルックリン教区カトリック救済奉仕団常任理事 Dr. C ホワイト	9. 18		*
昭和56. 9. 30	政策研究会 政策研究会 (第1回) 報告内容「老人保健制度について」報告者：厚生省大臣官房審議官 吉原健二	10. 16		*
12. 25	政策研究会 (第2回) 報告内容「健保・年金改正とその後の課題」報告者：上智大学教授 小山路男	12. 2		*
[研究成果等の普及事業] 10. 21~24		昭和56. 1. 20		*
		1. 13		*
		2. 2		*
		2. 24		*
		3. 10		*

第16回社会保障研究所基礎講座開催 (健保会館)

役員・顧問・参与・職員名簿

〈昭和56年4月1日現在〉

★ 役員

所長	福武直	太
理事	岸野駿	太
理事(非常勤)	小山路	男
監事(非常勤)	安川正	彬
		上智大学教授
		慶応義塾大学教授

★ 顧問・参与 (順不同)

顧問	山田雄三	一橋大学名誉教授
参与	平田富太郎	日本社会事業大学学長
参与	伊部英男	年金制度研究開発基金理事長
参与	馬場啓之助	一橋大学名誉教授
参与	寺尾琢磨	慶応義塾大学名誉教授

★ 職員

総務部長	新飯田	昇
研究部長	(調査部長)	併任
調査部長	平石	久
主任研究員	原村	利教
"	曾都	堀
"	堀	子洋
専門委員(非常勤)	市川	洋一
"	江見	康重
"	地庭	美秋
"	三浦	夫

(アイウエオ順)

	筑波大学教授
	一橋大学教授
	千葉大学教授
	慶応義塾大学教授
	日本社会事業大学教授

編集委員会構成員

(昭和56年度)

★ 季刊社会保障研究編集委員会

編集委員長	福武直	(社会保障研究所長)
編集委員	青井和夫	(津田塾大学教授)
"	小沼正	(駒沢大学教授)
"	小山路男	(上智大学教授)
"	地重美	(千葉大学教授)
"	平長久	(社会保障研究所研究部長)
"	三浦文夫	(日本社会事業大学教授)
"	森清美	(成城大学教授)
"	安川正彬	(慶応義塾大学教授)
編集幹事	高橋紘士	(社会保障研究所研究員)
	岸功	()
	榎本一三郎	()

★ 海外社会保障情報編集委員会

編集委員長	福武直	(社会保障研究所長)
編集委員	小高山路	(上智大学教授)
"	高橋武	(元北九州大学教授)
"	平石長久	(社会保障研究所調査部長)
"	保坂哲哉	(金沢大学教授)
"	安川正彬	(慶応義塾大学教授)
編集幹事	堀勝洋子	(社会保障研究所主任研究員)
	都村教	()

社会保障研究所法

昭和39年7月7日法律第156号
昭和45年6月1日法律第111号

目次	
第一章 総則	(第1条—第7条)
第二章 役員等	(第8条—第16条)
第三章 業務	(第17条・第18条)
第四章 財務及び会計	(第19条—第26条)
第五章 監督	(第27条・第28条)
第六章 雑則	(第29条・第30条)
第七章 罰則	(第31条—第35条)
附則	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行い、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第2条 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

(事務所)

第3条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(定 款)

第4条 研究所は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 役員に関する事項
- (5) 業務及びその執行に関する事項
- (6) 資産に関する事項
- (7) 会計に関する事項
- (8) 定款の変更に関する事項

2 定款の変更（厚生省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 研究所は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

(登 記)

第5条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第6条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第7条 民法（明治29年法律第89号）第44条（法人の不法行為能力）及び第50条（法人の住所）の規定は、研究所に準用する。

第2章 役 員 等

(役 員)

第8条 研究所に、役員として、所長1人、理事2人及び監事1人を置く。

(役員職務及び権限)

第9条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第10条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

(役員任期)

第11条 所長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第12条 次の各号の一一に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の職員の議員又は地方公共団体の長

(2) 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

(役員)の解任

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権)の制限

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(職員)の任命

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

第 3 章 業 務

(業 務)

第17条 研究所は、第1条〔目的〕の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- (1) 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。
- (2) 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。
- (3) 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第18条 研究所は、委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

第 4 章 財 務 及 び 会 計

(事業年度)

第19条 研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の認可)

第20条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後2月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定に

よる積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第25条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関する必要な事項は、厚生省令で定める。

第5章 監 督

(監督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分

を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第6章 雑 則

(解散)

第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

- (1) 第4条第2項〔定款の変更の認可〕、第17条第2項〔業務の認可〕、第20条〔予算等の認可〕は第28条第1項〔一時借入金の認可〕の規定による認可をしようとするとき。
- (2) 第21条第1項〔財務諸表の承認〕又は第25条〔給与及び退職手当の支給の基準の承認〕の規定による承認をしようとするとき。
- (3) 第26条〔財務及び会計に関する事項の省令委任〕の厚生省令を定めようとするとき。

2 厚生大臣は、第20条〔予算時の認可〕の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

第7章 罰 則

(罰則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に関し、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、5年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であつた者が、その在職中に誹謗を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わ

いろいろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。

3 犯人の収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第32条 前条第1項又は第2項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第33条 第28条第1項（報告及び検査）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

(1) この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

(1)の2 第4条第3項（定款の変更の届出）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第5条第1項（登記）の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

(3) 第17条第1項（業務）に規定する業務以外の業務を行なったとき。

(4) 第24条（余裕金の運用）の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

(5) 第27条第2項（監督命令）の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第35条 第6条（名称の使用制限）の規定に違反して社会保険研究所と同一名称を用いた者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（研究所の設立）

第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ所長又は監事に任命されたものとする。

第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項（研究所の設立）の規定により指名された所長となるべき者は、前条第4項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。

（経過規定）

第6条 この法律の施行の際現に社会保険研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第6条（名称の使用制限）の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条（事業年度）の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和40年3月31日に終わるものとす

る。

第8条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第20

条〔予算時の認可〕中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第9条 (略)

(所得税法の一部改正)

第10条 (略)

(法人税法の一部改正)

第11条 (略)

(厚生省設置法の一部改正)

第12条 (略)

(地方税法の一部改正)

第13条 (略)

附 則 (昭和45年6月1日法律第111号抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。(後略)

社会保障研究所定款

昭和39年12月27日
厚生大臣認可

目次	
第1章 総則	(第1条—第3条)
第2章 役員等	(第4条—第14条)
第3章 業務	(第15条・第16条)
第4章 資産	(第17条)
第5章 財務及び会計	(第18条—第25条)
第6章 雑則	(第26条—第28条)
付 則	

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を
行ない、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与す
ることを目的とする。

(設立の根拠及び名称)

第 2 条 本研究所は、社会保障研究所法（昭和39年法律第 156 号）に基
づき設立された法人であって、社会保障研究所と称する。
(事務所の所在地)

第 3 条 本研究所の事務所は、東京都千代田区に置く。

第 2 章 役 員 等

(役員)

第 4 条 本研究所に、役員として、所長 1 人、理事 2 人及び監事 1 人
置く。

(役員の仕事及び権限)

第 5 条 所長は、本研究所を代表し、その業務を総理する。
2 理事は、所長の定めるところにより、所長を補佐して本研究所の業
務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員
のときはその職務を行なう。

3 監事は、本研究所の業務を監査し、その結果に基づき必要があると
認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第 6 条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

(役員任期)

第 7 条 所長及び理事の任期は、4 年とし、監事の任期は、2 年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第 8 条 次の各号の 1 に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団
体の長
- (2) 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び
非常勤の者を除く。）

(理事の解任)

第 9 条 所長は、理事が前条各号の 1 に該当するに至ったときは、これ
を解任するものとする。

2 所長は、理事が次の各号の 1 に該当するとき、その他役員たるに通
じないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生
大臣の認可を受けるものとする。

(役員兼職禁止)

第 10 条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事
業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、
この限りでない。

(代表権の制限)

第 11 条 本研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、
代表権を有しない。この場合には、監事が本研究所を代表する。

(顧問)

第 12 条 本研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する重要事
項について意見を述べらる。

3 顧問は、厚生大臣の認可を受けて、所長が委嘱する。

4 顧問は、非常勤とし、その任期は 2 年とする。

5 顧問は、再任されることができる。

(参 与)

- 第13条 本研究所に、参与若干名を置くことができる。
- 2 参与は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関し、意見を述べらる。
- 3 参与は、本研究所の業務に関し学識経験を有する者のうちから厚生大臣の認可を受けて、所長が委嘱する。
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、本条の参与について準用する。
(職員の内命)
- 第14条 本研究所の職員は、所長が任命する。

第 3 章 業 務

(業 務)

第15条 本研究所は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- (1) 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。
- (2) 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。
- (3) 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務。

2 本研究所は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けらるものとする。

第16条 本研究所は、委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けらるものとする。

第 4 章 資 産

(重要な財産の処分等)

第17条 本研究所は、土地及び建物を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、厚生大臣の承認を受けらるものとする。

第 5 章 財 務 及 び 会 計

(事業年度)

第18条 本研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終らる。

(予算等の認可)

第19条 本研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けらるものとする。これを變更しようとするときも同様とする。

(財務諸表)

第20条 本研究所は、毎事業年度貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後2月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けらるものとする。

2 本研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附するものとする。

(利益及び損失の処理)

第21条 本研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときはその残余の額は、積立金として整理するものとする。

2 本研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を越額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越次損金として整理するものとする。

(借入金)

第22条 本研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならぬ。

(余裕金の運用)

第23条 本研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第24条 本研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当に対し、必要な規程を設けるものとする。この場合において、その支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(会計規程)

第25条 本研究所は、会計に関し必要な規程を設けるものとする。この場合においては、厚生大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

第 6 章 雑 則

(諸規程)

第26条 本研究所は、この定款に定めるもののほか、組織規程、職員の任用規程その他業務の執行に関し必要な規程を設けるものとする。

(公告の方法)

第27条 本研究所の公告は、官報に掲載して行なうものとする。

(定款の変更)

第28条 この定款を変更しようとするときは、厚生大臣の認可を受けるものとする。

附 則

- 1 この定款は、社会保険研究所成立の日から施行する。
- 2 本研究所の最初の事業年度は、第18条の規定にかかわらずその成立の日に始まり、昭和40年3月31日に終わるものとする。
- 3 本研究所の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第19条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「本研究所の成立後遅滞なく」とする。